

認定マーク及び認定ステッカーの使用について

認定マーク及び認定ステッカーは、認定の有効期間内に限りその使用を許可します。認定の有効期間内に認定の取消し又は失効となった場合には、速やかに使用を中止し、認定マーク及び認定ステッカーについて、自らの責任において廃棄するようお願いします。なお、認定マーク及び認定ステッカーについての不正使用が判明した場合には罰則が科されますので充分ご注意下さい。

認定マーク及び認定ステッカーの使用に際しては、下記事項にご留意下さい。

1. 認定マークの使用

- (1) 認定マークは、名刺、パンフレット、備品、建物、車両（**軽車両・二輪車は除く**）等、貴事業所がトラック運送事業に関し使用するもの（以下「表示対象物」という。）について、使用（認定マークを表示すること）を許可します。
- (2) 認定マークの表示方法は自由です。印刷又は塗装等による表示の他、シール・ステッカー類にしたうえでの貼付による表示でもかまいません。なお、認定マークの作製又は表示に当たっては、次の事項にご注意下さい。

マーク作製・表示上の注意事項

- ① 認定マークは、縦・横の比率が一定であれば、その寸法は任意となります。色彩や文字のデザイン等が指定（※）されていますので、指定に従って作製、表示して下さい。
- ② 認定マークには**必ず有効期限を明示して下さい**。
- ③ 認定マークの建物、車両等への表示については、各地方自治体の広告物等に関する条例等に適合するよう留意して下さい。

※認定マークのデータを提供しています。次頁の「認定マークのデータ提供」を参照してください。

2. 認定ステッカーの使用

- (1) 認定ステッカーは、備品、建物、車両（**軽車両・二輪車は除く**）等への貼付用に全国実施機関において作製交付するステッカー（※）であり、貴事業所の表示対象物について、使用（認定ステッカーを貼付すること）を許可します。
※規定寸法（縦38.0cm、横30.0cm）であって、認定機関の名称（国土交通省／全日本トラック協会）が記載されたステッカーをいいます。
- (2) ステッカーを独自に作製される場合には、上記1（マーク作製・表示上の注意事項）により作製して下さい。
※認定機関の名称（国土交通省／全日本トラック協会）を記載することができます。
- (3) ステッカーには**必ず有効期限を明示**して下さい。

3. 認定マーク及び認定ステッカーの偽変造等不正使用について

安全性優良事業所として認定を受けた事業所は、認定の有効期間内に限り認定マーク及び認定ステッカーの使用を許可しておりますが、認定を受けていない事業所による偽造や変造等、不正な使用について下記のとおり罰則を設けるとともに、認定を受けている事業所がその不正な使用に関与している事実が判明した場合には正指導を行い、従わない場合にはその認定を取り消します。

具体的な内容

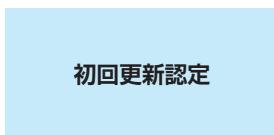
- ① 安全性優良事業所の認定を受けている場合を除き、認定証、認定マーク及び認定ステッカーを作製し、又は使用してはならない。
- ② 全国実施機関の長は、事業所について、認定証等の偽造若しくは変造（ステッカーの有効期間表示部の隠滅及び有効期間が経過したステッカーの貼付又は表示を含む。）又は事業所への掲示その他の不正な使用で別途定める事実（以下、「偽変造等」という。）を認めたときは、当該事業所及びその本社に対し、認定証等の偽変造等を行わないよう正指導を行うものとする。
- ③ 全国実施機関の長は、前項の是正指導が履行されないと認めたときは、当該事業所及びその本社に対し、前項の是正指導の履行について、是正勧告を行うものとする。
- ④ 全国実施機関の長は、認定証等の偽変造等の事実を認めた場合において、安全性優良事業所が当該事実に関する教唆又は帮助を行った事実を認めたときは、当該安全性優良事業所及びその本社に対し、次に掲げる事項について、是正指導を行うものとする。
 - (1) 当該教唆又は帮助を行わないこと。
 - (2) 第2項の規定による是正指導を受けた事業所に対し、当該は正指導に従わせること。
- ⑤ 全国実施機関の長は、前項の是正指導及び第3項に規定する是正勧告が履行されないと認めたときは、当該安全性優良事業所の認定を取り消すとともに、当該認定を取り消された事業所及びその本社に対し、前項の是正指導の履行について、是正勧告を行うものとする。
- ⑥ 是正指導並びに是正勧告の履行の状況は、地方実施機関が確認するものとする。
- ⑦ 地方実施機関は、前項の確認において、第2項から第5項までに掲げる事業所に対し、当該偽変造等に係る認定証等の提出を求めるものとする。
- ⑧ 全国実施機関の長は、是正勧告を行った事業所については、全日本トラック協会のホームページで公表するものとする。この場合において、ホームページによる公表は、申請資格の欠格期間を経過するまでの間、継続して行うものとする。

2020年度 認定マーク

認定マークは、新規・更新の種別により有効期限が決められており、異なる有効期限のマークを使用することはできません。



新規認定



初回更新認定



2回目更新認定
3回目更新認定
4回目更新認定
5回目更新認定



有効期限2022年末



有効期限2023年末



有効期限2024年末

※平成28年度の認定マークより、有効期限の表記を変更しました。

認定マークのデータ提供

認定マークは、認定の有効期間内に限りその使用を許可しており、画像ファイル（拡張子.jpg）・イラストレータファイル（拡張子.ai）・PDFファイル（拡張子.pdf）の3種類にてデータを提供します。

ご希望の場合は、下記の【件名】及び本文に【必要事項】を記入の上、【送信先メールアドレス】宛にメールを送信してください。送信元のメールアドレス宛にデータのダウンロードページのURLを送信します。

【件名】

Gマークのデータ希望

【必要事項】

① 認定証番号 ※認定証の左上にある数字7桁

カッコがある場合はカッコ内の数字も記入例：2090001

② 安全性優良事業所の名称 ※会社名及び事業所名の名称

例：全ト協運送株式会社 新宿営業所

③ ご担当者氏名

【送信先メールアドレス】

gmark@jta.or.jp

メール記入例	
宛先:	gmark@jta.or.jp
CC:	
BCC:	
件名:	Gマークのデータ希望
CCとBCCの非表示	
① 認定証番号	2090001
② 安全性優良事業所の名称	全ト協運送株式会社 新宿営業所
③ 担当者氏名	全ト協 太郎

注意事項

認定証番号及び安全性優良事業所の名称が登録されている内容と一致しない場合には、データの提供ができませんのでご注意ください。